

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和8年5月15日（金）

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道

1. 業務概要

(1) 業務名 R8 関東情報セキュリティ審査業務

(2) 業務内容 本業務は、関東地方整備局ネットワーク上で運用する通信設備、河川情報処理設備、道路情報処理設備及びネットワーク機器等のシステム審査の補助を行うもので、各設備のセキュリティ確保を目的とする。

(3) 履行期限 令和9年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

(1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

(4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(5) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

- (7) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(企画競争実施にかかる説明書参照)
- (8) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成 28 年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において 1 件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した、防災情報システムまたはネットワークのセキュリティに関する設計業務
 - ・ 類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した、防災情報システムまたはネットワークに関する設計業務
- (9) 配置予定技術者(主たる担当者)については、下記の何れかの資格を有すること。
- ・ 技術士(総合技術管理部門：電気電子部品関連科目、又は情報工学部門関連科目)
 - ・ 技術士(情報工学部門)
 - ・ 技術士(電気電子部門)
 - ・ 情報処理安全確保支援士
 - ・ 情報処理技術者試験(システム監査技術者)
 - ・ 情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)
 - ・ 情報処理技術者試験(IT サービスマネージャ)
 - ・ プロジェクトマネジメント・スペシャリスト
 - ・ R C C M(電気電子、建設情報部門)
 - ・ 情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者資格、応用情報技術者資格または高度情報処理技術者試験(上記を除く試験区分)のいずれかの資格を有し業務経験が 3 年以上ある者
- (10) 配置予定技術者(主たる担当者)については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成 28 年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において 1 件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した、防災情報システムまたはネットワークのセキュリティに関する設計業務
 - ・ 類似業務：国の機関、都道府県、政令市、特殊法人が発注した、防災情報システムまたはネットワークに関する設計業務
- (11) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を担当部局へ提出し、提案書又は入札書の提出期限までにその同意を得ていること。
- なお、競争参加資格等の確認結果の通知をもって、同意又は不同意と見なす。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

国土交通省関東地方整備局 企画部 情報通信技術課 情報セキュリティ係

電 話 : 0 4 8 - 6 0 0 - 1 3 3 9

電子メール : ktr-cybersecurity@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（1）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

② 窓口での交付期間

令和8年5月15日から令和8年6月4日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年6月4日（木）18時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無（日時及び場所）

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを実施する。

① 実施予定日：令和8年6月8日（月）

予備日 令和8年6月9日（火）

② 開始時間：後日連絡する。

③ 場所：WEB会議

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなけれ

ばならない。

- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。